

五戸町移住計画支援事業移住・就職等奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、五戸町内への移住・定住の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、五戸町移住計画支援事業の対象となるU I Jターン就職希望者として登録した者が、五戸町に移住し、八戸圏域内で就職等をした場合に、予算の範囲内において移住・就職等奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) U I Jターン就職希望登録者 五戸町移住計画支援事業U I Jターン就職希望者登録制度要綱（令和6年五戸町告示第40号）に基づくU I Jターン就職希望者として登録を受けた者をいう。
- (2) 八戸圏域 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町をいう。
- (3) 就職 週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業することをいう。
- (4) 就農 農業経営者になること又は農業経営者に雇用され農業に従事することをいう。ただし、無給の家族従業者を除く。
- (5) 自営業に従事 本人又は2親等以内の親族が経営する事業に就労することをいう。ただし、無給の家族従業者を除く。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) U I Jターン就職希望登録者であること。
- (2) 申請日において、転入後1年以内であること。
- (3) 本事業に基づく奨励金の交付確定日以降、本町に3年以上居住する意思を有すること。
- (4) 移住前の居住地が青森県、岩手県及び秋田県以外の地域であること。
- (5) U I Jターン就職希望登録者としての登録日以降に、八戸圏域内で就職、就農又は自営業に従事していること。
- (6) 就職の場合、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。
- (7) 町が実施する他の移住、就職等に係る補助金又は交付金等の交付を受けていないこと。

(交付額)

第4条 奨励金の額は、10万円とする。

(交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、五戸町移住・就職等奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 就労証明書(様式第3号)
- (3) 住民票謄本の写し(発行から3か月以内で、続柄が記載されたもの)
- (4) 振込先口座の通帳の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、五戸町移住・就職等奨励金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、奨励金の不交付を決定したときは、五戸町移住・就職等奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第7条 町長は、奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合
- (2) 交付確定日から3年以内に転出した場合
- (3) その他町長が奨励金の交付を不相当と認めた場合

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和6年五戸町告示第41号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。